平成２３年（フ）第５５２号
北九州市門司区清見３丁目７番１―812号
債務者　田村　佳久
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７２号
北九州市戸畑区浅生２丁目７番４―505号
債務者　大見久美子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3232番地　県営持田団地２号棟303号室
債務者　石井　隆之
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４４号
宮崎市佐土原町上田島4391番地40
債務者　井上　一生
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０６号
盛岡市門２丁目16番７号　エスポワールＤ102号、旧住所岩手県二戸市石切所字森合109番地６
債務者　中村　詩乃
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３０２０号
名古屋市中川区松年町１丁目70番地の１　メゾンソシアル603号
債務者　臼井　　健
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３９号
名古屋市港区泰明町２丁目12番地　新泰明荘５棟601号
債務者　三春　溢子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０７号
愛知県愛西市渕高町落入20番地１
債務者　池上　聡子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９５号
神戸市垂水区桃山台５丁目20番地の１　ブルーシャイン101号、従前の住所神戸市北区南五葉４丁目１番35―104号
債務者　磯野　雅史
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３１号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目375番地　志染団地７号棟306号、従前の住所神戸市西区桜が丘東町６丁目３番地３
債務者　山田　裕羊
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５０号
神戸市東灘区本山南町３丁目４番７号
債務者　野宮亜希子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１９号
兵庫県三田市加茂1059番地16
債務者　磯野　敏子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４２号
神戸市須磨区白川台３丁目64番地の８　セントラルマンション406号
債務者　角田　和穂
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５０号
兵庫県三木市本町１丁目５―26、従前の住所沖縄県豊見城市字豊崎１番地423　オアシスＺＥＲＯ豊崎303号室
債務者　常深　義之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５３号
神戸市東灘区青木２丁目２番１―1105号
債務者　森川由美子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０８号
神戸市北区君影町２丁目１番50―102号
債務者　森定　芳則
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部